平成２５年（フ）第２０９号
長野県塩尻市大字広丘高出2213番地36　ディアスＯＡＮＡ　Ｇ201、前住所長野県塩尻市大字広丘吉田1308番地　松塩精和荘Ｂ114
破産者　岩佐　有弥
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２８５号
静岡県藤枝市田沼２丁目19番14号
破産者　山本　剛男
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
静岡県藤枝市田沼２丁目19番14号
破産者　山本　光昭
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
香川県小豆郡小豆島町神浦甲469番地
破産者　出水　孝典
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１６３号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3240番地
破産者　生田一級建築設計室こと　生田　孝文
1　破産債権の届出期間　平成26年11月７日まで
2　一般調査期日　平成27年１月９日午前10時10分
平成26年10月17日　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２５１０号
大阪府東大阪市松原２丁目１番６号
破産者　ちゅう家フードシステム株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
2　一般調査期日　平成26年12月15日午後３時30分
平成26年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６３号
山梨県南アルプス市榎原777番地１
破産者　上野　清人
1　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
2　一般調査期日　平成27年２月６日午前11時
平成26年10月17日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８７０号
大阪市西区川口３丁目９番20号
破産者　株式会社三久
1　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
2　一般調査期日　平成26年12月15日午後３時
平成26年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３０号
大阪府河内長野市木戸２丁目18番５―115号
破産者　安西　　翼
1　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
2　一般調査期日　平成26年12月16日午後１時30分
平成26年10月16日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５２５７号
大阪府寝屋川市池田北町４―７　ハイツナカオ101号室、開始決定時の住所大阪府寝屋川市点野５丁目29番７号
破産者　野岸　定一
1　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
2　一般調査期日　平成27年１月21日午前11時
平成26年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３１号
愛媛県松山市来住町1303―１、商業登記簿上の住所愛媛県松山市南久米町549番地１
破産者　株式会社ポストクリエイト
1　破産債権の届出期間　平成26年12月１日まで
2　一般調査期日　平成27年１月15日午後２時
平成26年10月17日　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５１号
大阪府富田林市久野喜台２―１金剛団地108号棟501号室、住民票上の住所大阪府富田林市津々山台４丁目12番54号
破産者　中田　貞次
1　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
2　一般調査期日　平成27年１月29日午前10時30分
平成26年10月16日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２５年（フ）第９６号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1209―２エルガーデン202号室、住民票上の住所佐賀県伊万里市木須町3238番地１
破産者　中尾　晴子
1　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
2　一般調査期間　平成26年12月11日から平成26年12月25日まで
平成26年10月15日　佐賀地方裁判所武雄支部

破産債権の特別調査期日

平成２６年（フ）第２２１号
新潟市中央区東幸町17番21号
破産者　萬代建設株式会社
特別調査期日　平成27年１月９日午後２時
平成26年10月17日　新潟地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２５年（フ）第４３８６号
大阪市天王寺区堂ヶ芝２丁目13番２号
破産者　株式会社京阪神グリーン
1　期日　平成26年12月４日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２２年（フ）第７３０５号
神奈川県横須賀市本町２丁目４番地
破産者　有限会社清田商産
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時30分
平成26年10月10日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２６年（フ）第８１０５号
東京都江戸川区松江５丁目20―20―302
破産者　日高芳夫こと　高　　芳權
審尋期日　平成27年１月14日午前11時
平成26年10月14日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１００４号
山形県新庄市十日町2760番地の１
清算株式会社　新庄建設株式会社
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

監督命令変更

平成２４年（再）第５３号
東京都大田区西馬込２丁目31番５号
再生債務者　大同交通株式会社
主文　頭書事件につき、当裁判所が平成24年３月28日にした監督命令に次の事項を加える。
「7　再生債務者が、金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証の各行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。」
平成26年10月15日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２６年（再）第４６号
東京都世田谷区北烏山１丁目55番46号
再生債務者　本田榮一こと　本田　栄一
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年12月８日から平成26年12月15日まで
東京地方裁判所民事第20部